

# 組合ニュース

発行：2021年8月24日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitau@fat.coara.or.jp

## 定期大会を開催しました



6月23日に組合定期大会をオンラインにて開催しました。昨年度の活動報告及び決算、新役員が承認され、続いて今年度の活動方針案の審議を行った後、今年度の活動方針案・予算案を決議しました。

2021年度組合執行部をよろしくお祈りします！！

## 大上和敏委員長あいさつ



このたび委員長に就任しました教育学部の大上です。大分大学に赴任してから12年目になり、2014年に書記長を務めて以来の大役に少し戸惑っています。

昨年度より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本における感染者数も8月には遂に百万人を超えています。今年度に入りワクチン接種が進んでいるとはいえ、普段の生活を過ごせるようになるにはもう少し時間がかかりそうです。本学においても、遠隔授業への対応をはじめコロナ感染予防の為に、例年以上の業務負担がのしかかっている多くの教職員の方がいると思います。また昨年度より、教育マネジメント機構の創設や医学部新学科構想による各学部の改組等、本学の状況は近年目まぐるしく変化しています。このような状況下においては、大分大学で働く教職員の方がどのような問題を抱えているのかその情報を共有し、改善していくことが

非常に大事だと思います。その為の組合の存在意義を多くの方と実感できるような組合活動が出来ればと思っています。どうぞ一年間よろしくお祈りします。

## 小山敬晴書記長あいさつ

本年度書記長を務めます経済学部の小山です。3年ぶりに書記長職に就きます。思い返しますと、前は赴任したばかりでしたので、右も左も分からず、知らぬが仏でがむしゃらに取り組んだことが功



を奏したように感じています。経験値は増えましたが、徐々に大学の仕組みが分かってくるにつれ組合活動がはたすべき責任の重大性を感じており、その分どうしても不安が先だってしまう。

活動方針では、組合活動の持続性という目標と、教職員の労働環境に関する現状をしっかりと把握することを掲げました。みなさまの声を一つ一つひろっていくことが、団体交渉での発言力の裏付けとなります。意見徴集に努めますが、みなさまからもぜひお気兼ねなく執行部までご意見をお寄せください。困難な状況でも、蟻の一穴を開けることができれば、局面をおおきく変えられるのではないかと考えております。今年の活動の成果が数年後に刈りとれることを信じて、一年間ご協力のほどよろしくお祈りいたします。

## 「オンライン飲み会」開催！！

昨年来、組合恒例の新人歓迎会、ビアパーティー、バスハイク等のレク企画を実施できない状況のため、職場の状況についての意見交換や、親睦を深める機会がなかなか持てずにあります。そこで、まずは組合員を対象としたオンライン飲み会を開催しました、日頃じっくり話す機会も作れないなかで、久しぶりに楽しい時間を共有することができました。今後も「オンライン飲み会」は継続する予定ですし、このほかにもさまざまな企画を提供したいと思いますので、みなさまどうぞご参加ください。

# 2021年人事院給与勧告 2年連続のボーナス引下げ！！ △0.15月分 累積で△0.2月分

8月10日の人事院勧告を受けて、全大教が声明を発表しましたので以下にご紹介します。

## 国公立大学・高専・大学共同利用機関で働く教職員の賃金改善を求める

～2021年人事院勧告を受けて～(声明)

2021年8月10日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

人事院は、本日、2021年度の国家公務員給与についてボーナスを4.45月分から4.3月分に0.15月分引下げる(期末手当の0.15月分引下げ)勧告をおこなった。これが実施されると行政職(一)表適用職員の年間給与は平均62,000円減額となる。

人事院は2014年以降、月例給与とボーナスの引上げ勧告をおこなってきたが、昨年と今年の勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の後退、民間企業の業績悪化を反映し、2年連続のボーナス引下げ勧告となり累積で0.2月分が引下げられることになった。

国家公務員、地方公務員等は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自らの感染防止を徹底しながら精神的にも非常に厳しい中で職務を遂行してきた。そうした職員の職務遂行に応える給与勧告が人事院には求められていたが、残念なことにそうした期待を裏切るものとなった。

また、人事院勧告による国家公務員の給与引き下げ改定は、地方公務員や国公立大学等を始めとする公共的事業体など広範な業種の勤労者賃金に影響を与え、日本の社会・経済活動に少なくないマイナスの効果が働くものになる。新型コロナウイルス感染症禍において飲食・旅行・娯楽をはじめとする個人消費部門の産業がかってないダメージを受ける中、今回の勧告は、情勢適応の原則があるとしても、ポスト・コロナの経済立ち直りの足を引っ張る悪手と言わざるを得ない。

私たち国公立大学・高専・大学共同利用機関(以下「国立大学等」とする)の教職員は非公務員であり、

賃金は労使交渉によって決定される。労使交渉においては、労働組合法に基づき、労使対等のもと法人側には誠実交渉義務が課せられている。賃金の不利益変更においては、その変更の必要性、合理性などが厳しく問われることは言うまでもない。

そもそも国立大学等の職員の給与水準は、事務・技術職員と国家公務員行政職(一)職員と比較したラスパイレス指数が低いことや、教員については人材獲得で競合する私立大学と比較して給与水準が低いことが言われているように、改善が求められて久しい状況にある。

さらに、大学附属病院の医療従事者は新型コロナウイルス感染症から国民のいのちと健康を守る最前線で勤務が続いている。国立大学等の現場ではオンライン授業やリモートワークから現場での対面業務に戻りつつあるが、コロナ禍を契機にオンラインと対面の両対応が求められる機運がみられ、そのために生じる業務上の手間や学生へのケアの必要性は増加しており、ポスト・コロナにおいても教職員の負担が減じる要素は見当たらない。

私たちは、法人側がこうした教職員の賃金水準や新型コロナウイルス感染症禍の労働実態をふまえて労使交渉に臨むこと、そして誠実な労使交渉をおこなうことを強く求め、全国の国立大学等の教職員組合が連携し取り組みを推進するものである。

## 労働条件改善に向けた交渉を開始します

人勧に合わせボーナスが0.05月分引き下げとなった昨年は、団体交渉を通じて0.025月分追加支給、特別休暇1日という代償措置を獲得しました。今年の人勧の引き下げ幅はさらに大きくなりましたが、大学収入は減っていないこと、業務負担が増えているなかでのボーナス引き下げは許されないという態度で、職種別部会を中心に団体交渉の準備を進めます。みなさまからの積極的なご意見、ご要望をお待ちしております。